

権利関係 民法 相続②

行政書士
宅地建物取引主任者 森瀬泰豊

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

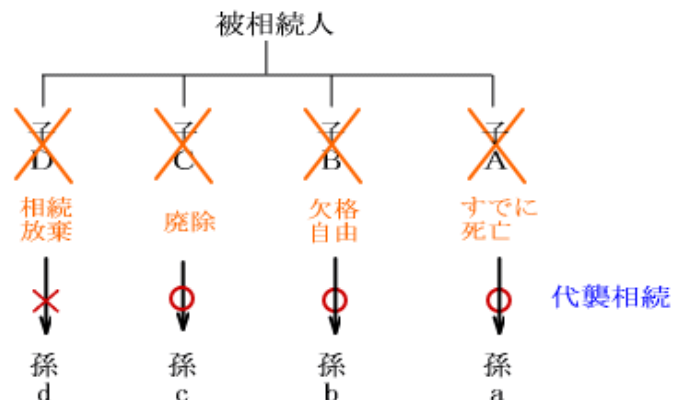
単純承認 何もしないと単純承認したことになる

相続放棄 知ってから3カ月以内に手続き
初めから相続人でなくなる

限定承認 知ってから3カ月以内に手続き
相続人全員で手続き

一度した手続きは、撤回できない

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。



動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

遺言書 いつでも自由に撤回できる

自筆証書遺言 全文自筆（自署）で書かなくてはならない
日付、署名、印鑑が必要

公正証書遺言 公証人が作る **検認不要**

秘密証書遺言 自分が書いたものを公証人に封をしてもらう
ワープロが使える

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

相続②のポイント

相続放棄と限定承認は知ってから3カ月
限定承認は相続人全員で
承認 放棄 限定承認は 撤回できない
遺言はいつでも撤回できる
放棄の場合は代襲相続できない
遺言は15歳でできる
相続人がいない場合、国庫に帰属する

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。